

# 碧南市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

## 第1 趣旨

この方針は、碧南市の建築物の整備における木材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標のほか、木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

## 第2 目的

市内の建築物等に木材を用いることにより、地球温暖化の防止、森林の保全及び循環型社会への貢献をするとともに、木材の炭素貯蔵による脱炭素社会の実現及び木のもたらしやすらぎと温もりのある快適な生活空間を提供することを目的とする。

## 第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木材の利用を促進

愛知県、碧南市、建築関係事業者、木材産業関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が市内全域に広がることを目指すものとする。

### 2 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日、及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努める。

### 3 建築物木材利用促進協定制度の活用

#### (1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び県方針、本方針に照らして適切なものであるかを確認のうえ、締結する。

#### (2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さらに、

協定の取組を促進するため、協定締結者に対して、活用できる支援制度の周知や木材利用における諸事項について情報共有する。

#### 第4 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物は、建築基準法その他の法令に基づく基準により認められない場合、又は経済性及び意匠等により木材の利用がなじまない場合を除き、木造化及び木質化に努めるものとする。公共施設に係る工作物及び公共工事については、安全性、維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努めるものとする。また、机、椅子等の備品及び消耗品は木製品の利用に努めるものとする。

#### 第5 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

##### 1 ライフサイクルコストの検討

公共建築物の整備にあたっては、設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとし、その計画の段階から、建設コストのみならず、維持管理並びに解体及び廃棄のコストを含む、ライフサイクルコストについて検討するよう努めるものとする。

##### 2 備品等の購入

備品や消耗品の購入にあたっては、購入コスト並びに木材の利用の意義及び効果を総合的に判断するものとする。

##### 3 木材利用の周知

法第2条第1項に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについては、木造化及び木質化が促進されるよう愛知県や建築関係団体及び木材産業関係団体等と連携し、働きかけるものとする。

#### 附 則

この方針は、平成26年7月1日から施行する。

#### 附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。